

食安輸発1209第1号
平成23年12月9日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産鰻のオフロキサシン及び米国産ミックススパイスのアフラトキシン)

平成23年度輸入食品等モニタリング計画については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号（最終改正：平成23年12月8日付け食安輸発1208第1号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、韓国産養殖活鰻及び米国産ミックススパイスにおいて、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、オフロキサシン及びアフラトキシンに係る検査頻度を引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2（輸出者（製造者）の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加する（ただし、米国産ミックススパイスについては、別表第3に限る。）ので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	輸出者（製造者）
平成23年12月9日	韓国	鰻及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	オフロキサシン	YANGMAN DISTRIBUTOR COMPANY
平成23年12月9日	米国	ミックススパイス (パプリカ、フェンネル、タイム、ローズマリー、赤とうがらし、オレガノ、ブラックペッパー及び月桂樹の葉を含むものに限る。)	アフラトキシン	KA' IULANI SPICES LLC